

第1章 対象圏域と河川の現状

第1節 対象圏域の概要

○流域自治体：
木曽郡木祖村、木曽町、上松町、大桑村、南木曽町、王滝村

○圏域内人口：約2.5万人

○河川概況：幹線流路延長約89km、流域面積1,546km²

○地形

・本圏域は県の南西部に位置し、東は木曽駒ヶ岳を主峰とする木曽山脈、西は御嶽山に挟まれ、鳥居峠を分水嶺として南流する木曽川によって狭隘な地形を形成している。

○気候

・本圏域は中央日本山地性気候に属し、年平均気温は10.0℃である。
・年間の総降水量は平均約2,200mmで、長野県全体で見た場合降水量の多い地域といえる。

○土地利用

・圏域総面積の約93% が森林に覆われている。
・圏域周辺の山々は、中央アルプス国立公園、御嶽国立公園に指定されており自然環境は極めて良好である。



図1 木曽川圏域の位置図

(本文P1～P7)

第2節 圏域内河川の現状と課題

○治水に関する現状と課題

・本圏域を構成する71河川のほとんどは、河床勾配の急な急流河川である。
・年間平均降水量が2,200mmと県下でも多雨地帯で、この降水の大部分が梅雨期から台風期に集中して降るため、洪水の原因となっている。
・洪水調節等を目的とした味噌川ダムが平成8年に建設され、治水安全度の向上が図られた。一部区間の流下能力が不足していることから、味噌川ダムは暫定的な放流量で運用されている。
・治水安全度の向上を図るため、流下能力が不足している区間の河積拡大、護岸機能の強化とともに、下流河川管理者等と味噌川ダムの暫定運用の解消に向けた調整を進める。



【大きな被害が発生した災害】

昭和58年 9月 台風10号 全壊家屋20戸、家屋浸水453戸
昭和59年 8月 豪雨 全壊・流失家屋27戸
平成18年 7月 梅雨前線豪雨 家屋浸水15戸
令和 3年 8月 前線豪雨 被災家屋12戸

| | |
|---|------------------------|
| ① | 護岸の決壊（昭和58年数原地区左岸） |
| ② | 橋梁の流出（昭和58年宮ノ越地区左岸） |
| ③ | 護岸の決壊（昭和58年木曽福島地区左岸） |
| ④ | 空から見た被災状況（昭和58年木曽福島地区） |

(本文P8～P11)

○利水に関する現状と課題

・流量が多く急勾配という特徴から、水力発電のためのダム建設（三浦ダム、常盤ダム、伊奈川ダム、木曽ダム、読書ダム、山口ダム）が図られた。また牧尾ダムおよび味噌川ダムは、名古屋市をはじめとする中京圏一帯の上水道・工業用水・農業用水源にもなっている。



図2 牧尾ダム

○河川環境に関する現状と課題

・水質については、圏域内の全観測地点で水質基準を満足している。
・河川環境に関連する取り組みに「水と緑の交流構想」があり、森林を水資源のかん養、保健休養など多様な機能を持つ地域の資源として森林保全を進めている。
・景観については、歴史的な景観の保存とともに、治水安全度の向上が課題である。

○河川の維持、管理の現状と課題

・圏域内には23団体の河川愛護団体があり、河川清掃、草刈、河川パトロール等を行っている。今後、更に河川環境の保全を推進していく必要がある。
・関係町村に組織される水防管理団体は6団体であり、約1,400名が活動している。今後、水文情報の関係機関への確実な伝達や、地域が主体となる自主防災体制の充実が望まれる。(本文P12～P15)

第2章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 計画対象区間

○本計画の対象とする区間は、一級河川71河川、総延長約531kmとする。

第2節 計画対象期間

○本河川整備計画における河川整備の当面の目標は、今後概ね20年間とする。

第3節 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

○河川整備計画対象河川のうち、沿川の人口・資産の集積状況、災害の発生状況、現況の流下能力等を総合的に勘案し、木曽川本川の整備を優先的に行う。当面、整備にあたっては、過去に大きな被害が発生させた昭和58年9月洪水と同程度の洪水が発生しても、洪水氾濫から家屋の浸水被害を防止することを目標とする。
○圏域内の全河川について、全川にわたって堤防、護岸等の河川施設の機能を十分発揮出来るように、適正な維持管理に努める。



図3 木曽川圏域の水系図

(本文P16～P20)

第4節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

- 河川敷や堤防天端の利用については、沿川の土地利用に配慮し、地域住民や自治体等と連携を図りながら、適正な利用に努める。
- 流水の正常な機能の維持に関しては、各河川の取水状況の把握や流況等のデータの蓄積に努め、今後さらに検討を行う。
- 異常湧水時には関係者と連携して対応を検討するとともに、関係者間の利用調整のための情報提供に努める。

第5節 河川環境の整備と保全に関する目標

- 河川工事及び河川の維持にあたっては、多自然川づくりを基本とし、影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の保全・復元に努める。

第6節 河川の維持管理に関する目標

- 河川の維持管理は、河川の現状や地域特性を踏まえつつ、洪水による災害発生の防止及び軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全がなされるように行うものとする。
(本文P20)

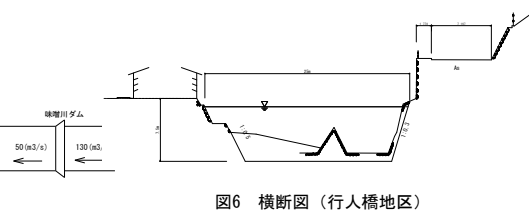
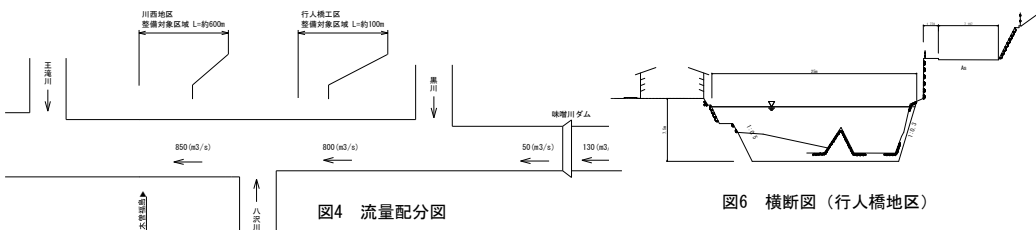
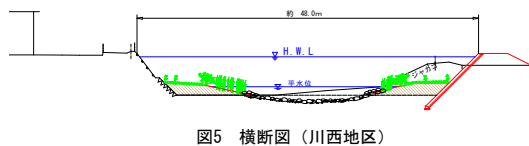
第3章 河川整備計画の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

- 河川工事の目的
 - ・木曽川本川において、過去に大きな被害を発生させた昭和58年9月洪水と同程度の洪水を安全に流下させるため、上流ダムとの連携に加え、河川を拡げる、河床を掘ることにより流下能力を確保し、洪水氾濫から家屋の浸水を防止する。

○施工の場所

| 河川名 | 町村名 | 地区名 | 区間延長 |
|-----|-----|-------|----------|
| 木曽川 | 木曽町 | 川西地区 | L=約0.6km |
| | | 行人橋地区 | L=約0.1km |



○整備の内容

- ・河川工事の実施にあたっては、可能な限り生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した改修を基本とし、河川環境の保全に配慮した整備を行う。必要に応じて、生物の生育環境を保全し、水に親しむことのできる親水施設の整備を行う。
(本文P21)

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

- 河川の維持の目的
 - ・河川の維持管理は、洪水による災害の発生の防止、軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、生物の成育・生息・繁殖環境に配慮した瀬・淵の保全等を目的とする。
 - ・地域の特性を踏まえ、良好な河川環境の整備と保全がなされるように行うものとする。
- 河川の維持の種類及び施行の場所
 - ・土砂が堆積し洪水の流下の阻害となる等、治水上の支障となる場合は、環境に配慮し、堆積土砂の除去、立木伐採、草刈り等の必要な対策を河川愛護団体と協力して行う。
 - ・河川構造物の変状、異状の早期発見のため、堤防除草や定期的な河川巡視を行うとともに適切に点検等を実施し、河川管理上支障をきたす場合は速やかに修繕等必要な対策を行う。
 - ・特に以下の箇所は、河岸浸食等に対応するため護岸工等の整備を進める。

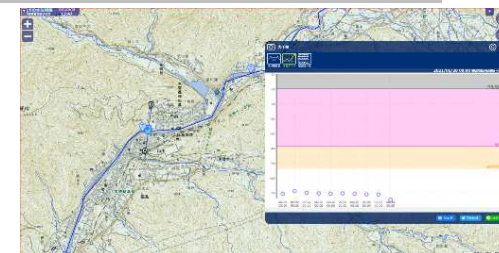
| 河川名 | 町村名 | 地区名 | 区間延長 |
|-----|------|-------|---------|
| 木曽川 | 南木曽町 | 沼田地区 | L=0.5km |
| | 上松町 | 諸原地区 | L=0.1km |
| | 木曽町 | 宮ノ越地区 | L=0.6km |
| | 木祖村 | 藪原地区 | L=0.1km |

- ・圏域内の河川の水量、水質については、関連町村、利水関係者、河川愛護団体及び漁業関係者等から積極的に情報を収集するとともに、河川パトロールや河川愛護団体等と連携を図り流水の状況の把握に努める。
(本文P22)

第4章 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項

第1節 河川情報の提供に関する事項

- 関係機関と雨量や水位に関する情報を共有し、洪水時にはダムの洪水調節機能の運用などの対策を連携して行う。
- 危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置を進め、インターネットを通じて誰でも河川の確認し避難判断に活用できるよう取り組みを進める。



第2節 地域や関係機関との連携等に関する事項

- 関係機関と連携し、洪水被害を防止・軽減するための水防活動を支援する。
- ダムによる洪水調節機能の早期強化に向け、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」(R1.12.12)に基づき、流域内の45ダムを対象とした治水協定(R2.5.29)を締結した。
- 「長野県流域治水推進計画」(R3.2)、「木曽川水系流域治水プロジェクト」(R3.3)により、「流域治水」への転換が図られた。総合的な土砂管理に関し、関係機関と連携し、情報共有を図る。
(本文P23~P26)